

佐倉市入札監視委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐倉市が行う入札・契約手続の公平性・公正性の確保と透明性の向上を図るため、佐倉市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号の規定により報告を受け、または審議を行い、必要と認めた場合には市長に意見の具申を行う。

- (1) 市が発注した工事、委託業務その他の契約に係る入札・契約の手続きの運用状況等について報告を受けること。
- (2) 市の契約に関し、制限付き一般競争入札参加資格の設定の経緯、指名競争入札及び随意契約を行った場合における当該指名または指定の経緯に関する審議を行うこと。
- (3) 市の契約に関し、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約における入札・契約手続に係る再苦情処理を行うこと。
- (4) 市が発注した建設工事及び委託設計業務等に係る成績評定に対する再説明請求の審議を行うこと。

(委員の構成等)

第3条 委員会は、入札・契約制度に関し学識経験・専門知識を有する者のうちから市長が委嘱する委員3人をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会の議事を運営する。
- 4 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催等)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会を招集しようとする場合は、あらかじめ書面により、審議の日時、場所及び審議の内容を委員に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。
- 3 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることが出来る。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(再苦情処理)

第6条 委員会は、第2条第1項第3号の事務に関し、再苦情の申し立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を市長に報告するとともに、公表を行う。

3 前項の報告は、再苦情の申し立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならない。

(再苦情申立ての却下)

第7条 前条第1項に規定する場合において、再苦情の申立期間を過ぎ、又は明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、委員会は、当該申立てを却下する。

(委員の除斥)

第8条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある案件については、議事に加わることができない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(議事録の作成及び公表)

第10条 委員会は、議事録を作成し、これを公表する。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、契約検査課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日決裁佐契第1176号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。